

教員に係る損害賠償請求訴訟について

1 事件番号

平成 29 年（ワ）第 127 号

2 原告

元市立学校生活支援員

3 被告

愛媛県、当該市、教諭

4 請求の趣旨

被告らは、連帯して、金 362 万 8696 円及びこれに対する平成 28 年 12 月 1 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

5 請求の原因

- 教諭は、平成 28 年 10 月から 12 月 1 日にかけて、授業中や放課後に、原告に対し度重なるセクハラ行為を行った。
- 原告は、セクハラ行為を受けたことにより不眠や体調不良が続いた。
- 原告は、平成 28 年 12 月 31 日付けで退職した。
- 原告は、教諭によるセクハラ行為によって、精神的苦痛や、退職により勤務し得られたであろう逸失利益、弁護士費用の損害を被った。

6 第 1 回口頭弁論

期日 平成 29 年 5 月 22 日（月）

場所 松山地方裁判所 31 号法廷

○国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。